

(共同研究：インドネシアとの相互的文化交流に関する総合的研究 (Ⅲ))

# インドネシア・スンバ社会における マラブ信仰の現代的位相

——慣習の復権と人権をめぐる動き——

小 池 誠

## 1 はじめに

インドネシア東部に位置する東ヌサ・トゥンガラ州東スンバ県に焦点を当て、固有のマラブ信仰 (kepercayaan *marapu*)<sup>1)</sup> を続けているスンバ人が直面する人権侵害に対して、どのような改善の動きが進んでいるのか、最近の状況も含めて明らかにしたい。国際社会・国家・地域社会が入り組んだ、このテーマに社会人類学の立場から考えていきたい<sup>2)</sup>。筆者はスンバ島で1985年から1988年までフィールドワーク<sup>3)</sup>を実施し、その後も調査研究を続けているが、この問題は2010年代になって初めて意識するようになった。マラブ信仰者も含めて「宗教をもたない人 (orang yang tidak beragama)」はきわめて少数派であるが、この問題からインドネシア社会に取り組むことで見えてくることは大きい。また調査地の知り合いが憲法裁判所に訴えたという経緯もあり、関心をもった。今回取り上げるケースは宗教としての認可ではなく信仰という地位のまま、国民として憲法で保障された権利を求める動きである。

本稿は「インドネシアとの相互的文化交流に関する総合的研究 (Ⅲ)」(2019～2021年度, 19連273)の最終報告書である。この地域社会連携研究プロジェクトの特色の一つは「インドネシアの社会と文化に対して総合的な視点」からアプローチすることである。現代インドネシア社会を理解する上で、宗教と慣習は欠かせない問題である。東スンバ県という地域社会におけるマラブ信仰の復権をめぐる動きと憲法裁判所での審議という国家的な動向を組み合わせ、地域社会の問題にとどまらないインドネシアが抱える問題に総合的な視点から取り組んでいきたい。

本稿は2021年度に発表した報告書「YouTubeを通して発信するスンバ——インドネシア東部における伝統の再活性化」[小池2022]の続編ともいえる性格をもっている。前稿で

1) 本稿では、スンバ語の単語のみイタリック体で表記する。

2) 本稿の一部は小池 [2020] で口頭発表しているが、内容は大幅に手を加えている。

3) 調査のおもな成果は小池 [2005] にまとめた。

キーワード：インドネシア, スンバ, 宗教, 信仰, 慣習

は、伝統または慣習の再活性化とソーシャルメディアの関係を論じた。本稿では慣習の問題とも結びつけて、マラプ信仰の現代的位相に迫っていききたい。

## 2 インドネシアにおける宗教・信仰・慣習

インドネシアの国是となっている「建国五原則 (Pancasila)」の最初に書かれている「唯一神への信仰 (Ketuhanan yang Maha Esa)」は、何らかの「唯一神 (Tuhan Yang Maha Esa)」を信じなくてはいけないとインドネシア国民に命じている。このようにインドネシア社会において「宗教 (agama)」は個々の人間を公的に規定する枠組みとなっている。インドネシア国民が携帯を義務づけられている身分証明書 (KTP = Kartu Tanda Penduduk) には従来それぞれの宗教が記載され、また、役所などでさまざまな手続きをするための届にはかならず宗教を記載する欄があった。このような宗教の位置付けは日本とは対照的であり、インドネシア社会を理解する上で無視できない重要な問題である。

イスラーム・プロテスタント・カトリック・ヒンドゥー教・仏教に加えて、現在では儒教 (Konghucu) も含めた6つが国家公認の宗教となっている。儒教はスハルト体制が終結した後の改革 (Reformasi) の時代になって公認宗教に加えられた。インドネシア社会において、宗教とは何かという定義は、きわめて政治的な問題である。自分たちの信仰を宗教として認めさせようという動きがインドネシアのいくつかの地域で展開した。その先駆けはヒンドゥー教で、宗教省のなかで宗教と認められたのは1958年のことであった [福島 2002 : 330-335]。宗教と信仰をめぐる地域社会の闘争の一例として中部カリマンタンに住むダヤックの事例が興味深い。ダヤックにとって、1965年9月30日事件<sup>4)</sup>以降、宗教をもっていないことは「共産黨員」として疑われることであった。中央政府と交渉を続け、1980年代にダヤックの宗教体系はカハリンガン (Kaharingan) という名称を使い、バリ島を中心とするヒンドゥー教 (Agama Hindu) の一派という形で宗教として認められた [Weinstock 1987, 福島 2002 : 343-347]。ジャワ島ではクバティナン (Kebatinan, ジャワ神秘主義) を宗教として公認されるのではなく、「信仰 (kepercayaan)」として位置づけようとする動きが広まっていた [福島 2002]。文化人類学や宗教学の概念とはまったく違い、インドネシアにおいて宗教と信仰は政治的な言語であり、その区別はまさに独自の国家神学に基づいている。

宗教と信仰と並んで、「慣習 (adat)」<sup>5)</sup> もまたインドネシアにおいて独特の政治的意味をもって使用される語である。アダットについて論じるためには、オランダ統治時代の「慣習法 (オランダ語で *adatrecht*)」研究から始める必要がある。とはいえ、それは筆者の力

4) 共産党によるとされるクーデターをきっかけとして、共産黨員またはそのシンパという嫌疑で多くの人が投獄や虐殺された。この事件によってスカルノ体制が崩壊し、スハルトが第二代大統領として権力を掌握するようになった。

5) アダットは「慣習」だけでなく、「伝統」、「儀礼」、「適切なふるまい」の意味ももつ、とても幅の広い概念である [高野 2015 : 31]。「文化」の意味領域とも一部重なり、つかみ所のない言葉である。

の及ばないことなので、法人類学の立場からポスト・スハルト期の法と社会の関係を論じている高野 [2015] の研究成果に基づいて、インドネシア独立以降の要点だけを簡潔に取り上げることとする。初代大統領スカルノの時代では、「インドネシアという新たなまとまりを作りだそう」という意図から、「相互扶助 (gotong-royong)」に象徴されるような「まとめる」アダットが称揚された [高野 2015 : 40]。それに対してスハルト大統領の「新秩序体制 (Orde Baru)」において、アダットはインドネシア各地の多様な伝統家屋や衣装、舞踊など「無害な領域」に封じ込められ「脱政治化」が推進された [高野 2015 : 41-43]。その反発から、スハルト体制崩壊後の改革の時代に入ると、1999年制定の「地方分権二法」、さらに「アダット法に基づく共同体 (masyarakat hukum adat)」を認め、尊重する2000年の憲法改正を背景としてインドネシア各地で「アダットの復興」を訴える運動が活発化した [高野 2015 : 49-50]。そのなかには、プランテーション開発などに伴い「国有地」という名の下に土地を奪われた人びとが「集団的土地所有権」を主張するケースもあれば、旧王国のエリート層が自己の利益のためにアダットを持ち出す動きもある [高野 2015 : 50]。

国連や国際的組織など国際社会の動きと密接に関連し、アダットは「先住民 (indigenous people)」や「先住民性 (indigeneity)」と結びついて、権利回復運動の根拠として使われることがある [Hauser-Schäublin 2013]。1999年に結成されたヌサンタラ慣習社会連合 (Aliansi Masyarakat Adat Nusantara, 略称は AMAN) という全国組織は、英語版サイトでは The Indigenous Peoples' Alliance of the Archipelago (インドネシア諸島先住民連合)<sup>6)</sup> と表記されている。国内向けには「アダット (慣習)」, 国際向けには「先住民」という使い分けがされていることは興味深い。AMANが「慣習林」について憲法裁判所に訴えたケースの判決 (2012年第35号) では、「『慣習法的共同体』が慣習法に基づいて利用する慣習林は国有ではない」 [浦野 2014 : 40] と判断した。従来、林業法では森林は国有林と定められてきたので、この判決は大きな転換点である。

このようにアダットという概念はさまざまな側面を有していて一概に論じることができない。アガマ(宗教)よりはるかに複雑で、曖昧な概念である。アダットを論じようとする時、時代的な背景や地域性、さらにアダットを言及する人びとの立場性まで考慮して慎重に考えないといけない。

### 3 スンバ社会の現況

スンバ島は、インドネシア東部を東西に広がる小スンダ列島の中の一つの島で、バリ島とティモール島のほぼ中間に位置する。スンバ島は行政上、東ヌサ・トゥンガラ州 (Provinsi Nusa Tenggara Timur) に属し、東スンバ県、中部スンバ県、西スンバ県、南西スンバ県という4つの県に分かれている。東スンバ県を除く3県はかつて西スンバ県を構成してい

6) <https://www.aman.or.id/> (最終確認 2023/03/26)

たが、2007年に3つの県に分割された。島全体の面積は約11,000km<sup>2</sup>（四国の約5分の3）で、島全体の総人口（2022年）がわずかに80万人であり、これは州全体の人口546.6万人の14.6%に当たる。人口密度についてみると、東ヌサ・トゥンガラ州全体で114人/km<sup>2</sup>になっている。島内で人口密度がもっとも低いのが東スンバ島の36人/km<sup>2</sup>で、もっとも高いのが南西スンバ島の213人/km<sup>2</sup>である [Badan Pusat Statistik Provinsi Nusa Tenggara Timur 2023 : 97-100]。

このような人口密度の低さはスンバ島の自然環境に起因している。島全体がサバナ気候に属し、インドネシアのなかでも乾燥した地域として知られている。とくに東スンバ県はオーストラリアから吹いてくる乾いたモンスーンの影響を受け、4月から9月頃にかけての乾季はほとんど雨が降らず、非常に乾燥している。東スンバ県の北海岸部は、まさにサバナ気候の典型で、丘陵地帯がうねり、木々が生えていない草原（サバナ）が一面に広がっている。スンバ島の土壌はおもに石灰岩質のため農業には適さない地域が多い。東スンバ県において水田はおもに灌漑施設が整備された地域にみられ、生業の中心はトウモロコシや、イモ類、豆類の栽培である。いっぽう比較的雨量の多いスンバ島西部では水田耕作もひろく行われ、一部では果樹栽培もみられ、その結果、上述のように西部のほうが人口密度が高い。スンバ島全体で草原を利用した家畜飼養が盛んで、馬のほか水牛・牛・豚・鶏などの家畜が飼育されている。

このように低い農業の生産性と、農業以外の産業がほぼ存在しないため、スンバ島はインドネシアのなかでも貧困が大きな問題となっている。2022年9月時点でインドネシア全体の貧困率<sup>7)</sup>は9.57%で、東ヌサ・トゥンガラ州の貧困率は20.23%である（つまり5人に1人が貧困者となる）。これは全34州のなかで3番目に高い数字である（もっとも貧困率が高いのはパプア州で26.80%） [Badan Pusat Statistik 2023 : 273]。スンバ島の県レベルで比べると、中部スンバ県が32.51%、東スンバ県が28.22%、西スンバ県が27.47%、南西スンバ県が27.16%である。ただし、各県とも2021年と比べて1%ほど改善している [Badan Pusat Statistik Provinsi Nusa Tenggara Timur 2023 : 315]。

貧困率を調べるとスンバ島の各県は州平均を上回っているが、教育水準（対象は10歳以上）をみると、かならずしもスンバ島全体で低いわけではない。2022年の高等教育修了率（短大も含む）は東ヌサ・トゥンガラ州全体で8.98%であるが、県別で比べると、最高が中部スンバ県の9.18%で、最低が南西スンバ県の6.11%である [Badan Pusat Statistik Provinsi Nusa Tenggara Timur 2023 : 211-212]。私の調査地である東スンバ県ハハル郡の村でも、大学を卒業した若者が出るようになっていて、貧困率が高いとはいえ、教育水準は向上している。

7) 貧困線（最低限の生活を送る上で必要となる一人当たりの月額）以下で暮らす人の比率。たとえば2022年の東ヌサ・トゥンガラ州の貧困線はRp 460,823（約4,055円）である [Badan Pusat Statistik Provinsi Nusa Tenggara Timur 2023 : 315]。

#### 4 スンバ社会におけるマラブ信仰と慣習

スンバ人は、インドネシアのマジョリティであるジャワ人やスダ人とはまったく異なる文化をもっている。その特徴の一つがマラブに対する信仰である。国家公認の宗教に対して、スンバ人は独自の信仰をインドネシア語で「マラブ教 (Agama Marapu)」または縮めてマラブと呼んでいる。マラブは多義的な言葉であるが、本来は「祖先、祖霊」を意味するスンバ語である。日本の伝統的な靈魂観で、死者の霊が最終的にはカミ (神) になると信じられていることと、スンバのマラブ信仰は類似している。父系氏族 (*kabihu*) の始祖がマラブとして儀礼の対象となっている。各氏族は「マラブの家 (*uma marapu*)」でマラブ祭祀を執行する。神話においてその行跡が語られる人格的な名前を有した氏族の始祖もマラブであれば、そのほかの祖先も集合的にマラブとみなされている。生者に対して力を及ぼす霊的存在であり、病気などの災厄の原因がマラブに帰せられることもある。マラブ信仰はマラブに関わる神話などの語り、鶏と豚の供犠を伴う儀礼 (おもにマラブの家で執行) が不可分に組み合わせられている。このような土着宗教 (indigenous religion) がスンバ島のように現在まで存続している地域はインドネシア全体で稀有である。

1881年にオランダ・プロテスタント宣教協会から最初の宣教師ファン＝アルフェン (Van Alphen) が派遣されて、スンバにおけるキリスト教の歴史が始まった。ただし、スンバ人に対する本格的な布教が開始されたのは20世紀以降のことである [小池 2005, 2014]。実際にはインドネシア独立後、スンバ全体で、「近代化」の具体的な現われとしてキリスト教徒に改宗するスンバ人が年々増加している。東スンバ県の統計によると、1986年に人口の37.6%を占めていた「その他」<sup>8)</sup>、つまりマラブ信仰が2013年には14.2%、そして2021年にはわずか6.5%まで減少している [Kantor Statistik Kab. Sumba Timur 1987 : 68 ; Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Timur 2015 : 221 ; Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Timur 2023 : 114]。

東ヌサ・トゥンガラ州の統計書を調べると奇妙な数字が掲載されている。たとえば2022年の宗教別人口構成比には儒教を除く5つの公認宗教しか掲載されていないのである [Badan Pusat Statistik Provinsi Nusa Tenggara Timur 2023 : 288]。このような統計数字の表記は、この年のことだけでなく以前もこのような形式になっている。東スンバ県の統計書に「その他」として掲載されている住民は、州単位の統計からはまったく削除されている。また、東ヌサ・トゥンガラ州のなかにはマラブ信仰以外にも独自の土着宗教を維持している住民がいるが、当然、そのような人々も統計上は不可視の存在になっている。

東スンバ県におけるキリスト教化の特徴は、明確な世代差が認められる点である。親と祖父母の世代が改宗していないのに、子どもだけが中学校進学以降に改宗するケースがあ

8) 統計書には「その他の信仰 (Aliran Lainnya)」または「その他 (Lainnya)」と記載されている。

る。2010年にハハル郡のウング村とカダハン村で100世帯を抽出して世帯調査を実施した際、世帯主が「マラブ」と答えても、子どもがキリスト教徒になっている世帯が多かった[小池 2012]。マラブ信仰は周辺的な存在となり、中学校入学時か、または高校へと進学する過程で、親と本人が明確に反対の意思を表明しない限り、教師によって洗礼名が付与され、子どもはキリスト教に改宗させられた。また、子ども自身も、学校教育という「近代化」の装置のなかでマラブ祭祀を遅れたものとみなす価値観が植えつけられ、キリスト教徒になることを当然視するようになった。

スンバ島西部では少し違うが、東部ではキリスト教徒になることはマラブ祭祀に一切関わらないことを意味する<sup>9)</sup>。スンバではもともとはマラブ信仰と慣習は不可分の関係にあった。東スンバ島で広く使われるカンベラ語では、慣習(アダット)は *huri* (筆者の調査地のハハル郡では *horu*) であり、それはいわゆる「文化」, 「伝統」から「宗教」や「儀礼」までを含む幅広い概念である [Forth 1981: 427, n 1]。また、スンバ人のカピタ<sup>10)</sup>がまとめたアダットの本『スンバ社会と慣習 (*Masyarakat Sumba dan Adat Istiadatnya*)』<sup>11)</sup> [Kapita 1976: 9] では “*nuku – hara, huri – pangerangu*” (法とやり方、模範と手本) という対句表現で指導者が守るべき慣習が示されている。キリスト教に改宗したスンバ人にとってアダットの意味領域は変わってきたが、その文化的・社会的な重みには変わりはない。マラブ(祖先)のスンバ島への到来を語る神話はスンバ人としてのアイデンティティの源泉であり、儀礼が執行されなくなっても、マラブの家はそれぞれが属する親族集団(父系氏族かその下位単位)の誇りである。さらにスンバ人がインドネシア語の日常会話で使うアダットは幅広い意味での慣習というよりも、スンバ人の社会関係を律する、夫側と妻側という2つの親族集団間で展開される婚資交換(これは結婚のときだけでなく、親族の葬儀においても)をとくに指すようになっている。このようなアダットはつねにスンバ人の頭のなかに占めていることであり、経済的な「重荷」ともなっている。

近年、スンバ島においてアダットという語が従来とは少し違った意味で使われるようになってきている。その典型的なケースが大規模な開発に伴う土地収用と環境汚染の問題である<sup>12)</sup>。2012年にインドネシアを代表する財閥の一つであるジャルム・グループ傘下の企業が東スンバ島で耕作地として利用されていなかった広大な地域を対象にサトウキビ・プランテーション開発を計画した。東スンバ島政府はこの予定地が「国有地 (state land)」であるという前提で開発を認可したが、地元のウング村 (Desa Wanga) の住民はそれに強く反対

9) 東西の違いは、東部ではオランダの教会によって宣教が進められ、プロテスタントが主流派を占めているのに対して、西部では伝統的な儀礼に寛容なカトリック教会の影響力が東部と比べれば大きいことが関係している。

10) カピタ (Umbu Hina Kapita) は植民地時代にスンバにきた宣教師オンフレー (L. Onvlee) の下で助手として働いた経歴を有し、オランダ語も読め、多くの本を出したスンバを代表する知識人である。

11) この本は親族や婚姻、葬儀から芸能、織物まで取り上げていて、まさにスンバのアダットの全体像を描いている。

12) この問題については、すでに前稿 [小池 2022: 36] でも取り上げている。

した。この計画をめぐって、賛成派も反対派もそれぞれがアダットを根拠にして当該の土地に対する権利を主張した [Vel and Makambombu 2019 : 440-442]。この村を含む領域においてインドネシア独立前から支配者（インドネシア語で Raja）として認められていた人物の末裔が、アダットに基づき問題となった土地への権利を主張し独自に開発側と交渉し、賛成の立場に立った。それに対して、地元住民は同様にアダットに言及し、2つの氏族がこの土地に対する権利を有すると主張した。東スンバ社会はもともと明確な階層制をもった社会であり、アダットが「弱者の武器」であるだけでなく「強者の武器」ともなったのである。

この土地紛争は全国的な慣習の「再活性化 (revitalization)」を目指す運動 [Reuter and Horstmann 2013 : 2] と結びつくこととなった。前述のヌサンタラ慣習社会連合 (Aliansi Masyarakat Adat Nusantara) という全国的組織が2017年以降、関わるようになった [Vel and Makambombu 2019 : 442]。土地収用に対する反対運動は「慣習社会 (masyarakat adat)」または「慣習共同体 (komunitas adat)」という概念を使って、インドネシア全体で起きている権利回復運動の一環として位置づけられることとなった。2019年10月1日には紛争の当事者である地元住民も含め多様な民間団体が東スンバ県議会と県知事庁舎にデモを行い、慣習社会の存在を認める条例の制定を求めた<sup>13)</sup>。土地収用や開発に伴う環境汚染など、自分たちが当たり前享受してきた権利や環境が剥奪されるような状況に直面し、慣習や伝統の再活性化の動きが顕著になった。

慣習の再活性化を手放しで持ち上げることはできない。アダット（そのスンバ語である *huri*）は、もともと固定的なものではなく、つねに変化してきた。スンバを例に挙げると、オランダによる植民地支配が確立する以前、とくにスンバ島東部では、階層制の頂点に立つ貴族層 (*maramba*) が弱者に対して生殺与奪の権を振るっていたと考えられる。また、土地をめぐる争いはアダットによって調停が図られたが、合意が形成されなかったら最終的には戦いでしか決着がつかなかった。このような弱肉強食とも呼べるような社会が、植民地政府による「平定化」(pacification) を経て変化し<sup>14)</sup>、独立後の国家法の定着とともに地域社会のアダットも変化してきたと考えるのが妥当であろう。そのため、現代的な意味でアダットを紛争解決のための根拠として持ち出せば、当然、上で述べたようなアダットの曖昧性が顕著になる。

## 5 マラブ信仰者に対する人権侵害

2章で触れたように、スンバのマラブ信仰のような土着宗教を国家公認の宗教と同じ扱いを受けるように求める運動は、インドネシアの他の地方で以前からみられた。東スンバ

13) <https://voxntt.com/2019/10/03/aliansi-masyarakat-sumba-tuntut-adanya-perda-masyarakat-adat-dan-pansus-pt-msm/52279/> (最終確認 2022/03/21)

14) この部分だけを読むと、筆者がオランダの植民地支配を賞賛しているように読めるが、それは誤解である。「平定化」は多様な顔をもつオランダの植民地支配の一面に過ぎない。

県でマラブ信仰をめぐって起きたことは、このような公認宗教の地位を求める他の地方の運動とは違うものである。最初からマラブ信仰を实践するスンバ人が自分たちの団体を組織し、マラブ信仰の公認宗教化を目指す運動を進めてきたというわけではない。マラブを信仰する人々の法的地位を擁護する活動を進めてきた YASALTI という NGO 関係者<sup>15)</sup> から聞いた話に基づいて、公認宗教に属しているかどうかに関わらず、どのように人権が守られるようになったのか、その経緯を紹介しよう<sup>16)</sup>。もともと、この組織は東スンバ県の住民民事登録局 (Dinas Kependudukan dan Pencatatan Sipil) と協力して、キリスト教徒夫婦の法的地位に関する活動を 2013 年から始めた。その過程で明らかになったのは、東スンバ県でマラブを信仰する 22,132 組もの夫婦が婚姻証明書 (Akta Perkawinan) を持っていないという事実であった。「婚姻に関するインドネシア共和国法律 1974 年第 1 号」の「第 1 章 婚姻の基礎」に「第 2 条 (1) 婚姻はそれぞれの宗教および信仰の法にしたがって締結された場合に、有効である」[小林 2005 : 113] (Perkawinan adalah sah, apabila dilakukan menurut hukum masing-masing agamanya dan kepercayaannya itu.) と述べられている。ムスリムは宗務所 (Kantor Urusan Agama) で結婚の手続きができ、それ以外のキリスト教徒などは、各自の宗教にもとづく結婚証明書 (たとえばプロテスタント教会の牧師による証明書) を持って民事登録所 (Kantor Catatan Sipil) に婚姻届を提出すれば婚姻は法律的に正当なものとなる。この条文では宗教と信仰が並列されていて、ここだけを読むとマラブ信仰者の婚姻も認められるように思える。しかしながら、マラブ信仰者など宗教をもたない人は慣習法 (夫側と妻側の間の婚資交換) に従って結婚しても、それを証明する書類がなかったので民事登録できなかった。さらに、このようなスンバ人の夫婦が生まれた子どものために出生証明書の手続きをしようとした場合、正式な婚姻ではないので、父親の名前は記載されず、母親の名前しか証明書に記載されないことになる。このように公認宗教に属していないという理由で、それまでマラブ信仰のスンバ人は婚姻や出生などの住民登録において重大な権利の侵害に苦しんでいた。

実はマラブ信仰者など「信仰者 (penghayat kepercayaan)」の住民登録手続きを定めた政令は 2007 年に整備されていた<sup>17)</sup>。しかし、この政令を実際に施行するための体制が東スンバ県ではできていなかった。「政令 2007 年 37 号」の「第 10 章 信仰者の結婚の条件と登録手続き」の第 81 条には信仰者が「信仰者リーダー (Pemuka Penghayat Kepercayaan)」

15) YASALTI (Yayasan Wali Ati, 「心の代弁者協会」) という NPO のディレクターを務めるランブ・ニヌ (Rambu Ninu) に 2017 年 3 月 27 日に東スンバ県ワインガブにある YASALTI の事務所でインタビューした。

16) この章は小池 [2017] ですすでに発表していることと一部内容が重複するが、その後の研究成果が書き加えられている。

17) 法的な根拠は、「住民行政 (Administrasi Kependudukan) に関する法律 2006 年第 23 号」と、その詳細を定めた「政令 2007 年 37 号」である。後者は正式には「住民行政に関する法律 2006 年第 23 号の施行に関する政令 (Peraturan Pemerintah) 2007 年第 37 号」である。「信仰者」に対しても婚姻証明書や身分証明書 (KTP) の発行手続きを進めるように規定している。

の前で婚姻を締結し、リーダーがその婚姻を証明すれば、婚姻は正式に認められると定めている。YASALTIは当時の東スンバ県住民民事登録局長クリストフェル・プライン (Khristofel Praing) と対応を協議し、上記の政令に基づいて「マラブ信仰者 (penghayat marapu)」であっても婚姻証明書が取得できるように活動を進めた。最初に東スンバ県の各郡でマラブ信仰者である「重要人物 (tokoh masyarakat)」を定め、県全体でマラブ信仰者の組織化を図った。そして、形成された組織を中央官庁に報告し、さらに県政府とも折衝し、公認宗教に属していなくても婚姻証明書を取得できるようにした。各郡で決められた信仰者リーダーが、結婚しようとするマラブ信仰者のカップルに対してマラブのアダットに従い婚姻が締結されたことを証明する書類にサインすることになる。信仰者リーダーという名称の証人を新たに制度化することによって、マラブ信仰者に対しても婚姻証明書の発行が円滑に進むように意図されている。

この活動の過程で、スンバ・キリスト教会 (Gereja Kristen Sumba) とも交渉を進め、マラブ信仰者を増やそうという意図をもって運動しているのではなく、あくまでマラブ信仰者も憲法に定められたサービスを受けることができるように、国家に求めていくのだと説明した。また、信仰の問題は教会の責任だが、この運動は国民としての権利の問題だと説得したという。当時の県知事もこの活動を支持しているし、県議会関係者とも接触し、協力を得て、予算面で配慮してもらえるようになった。実際に、住民民事登録局は東スンバ県の各郡で活動を始めていて、2016年8～9月にハハル郡で181組のマラブ信仰の夫婦に対して婚姻証明書を発行し、そして、その子どもたちにも両親の名前を記した出生証明書を発行した。

もう一つ問題になっているのは、マラブ信仰者の就職問題である。警察官になるための受験をしようとして、出生証明書の手続きに来た若者がいた。受験のための門戸は開かれたが、まだ結果は出ていない (2017年3月時点)。また、同じくマラブ信仰の若者が軍人になるための試験を受け、いくつかの段階を経て不合格になったという。身分証明書の宗教欄が空欄だったことが関係していると考えられる。一方、民間企業に入社するためには、公認宗教に属していなくても問題にならないことがあるが、銀行口座を開設するためには、かならず宗教欄に記載する必要があるため手続きが困難になる。このように、インドネシアにおいて公認宗教に属していないということは、さまざまな形の不便を住民に強いることになる。

ここまで書いてきたように、東スンバ県ではマラブ信仰者であっても、公認宗教に属している人と同様に婚姻証明書と出生証明書を取得できるような体制作りが進展している。この点は2013年以來の大きな変化である。一方、スンバ島には中部から西部にかけて中部スンバ県と西スンバ県、南西スンバ県の3つの県が存在する。そのなかで西スンバ県を取り上げて東スンバ県の現状と比較したい。2016年版の統計書の宗教別人口のページ [Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Barat 2016:97] には、5つの公認宗教と並んで「その他」

という欄があるが、「その他」には横線が引かれているだけである。現実には、毎年、西スンバ県では「苦い月」にロリ郡でポドゥ儀礼が執行され、「ゴカイ月」にワノカカ郡でパソーラ (*pasola*) という大規模な騎馬戦が執り行われる。これらの儀礼では、祭司 (*rato*) がマラブへの祈願と供犠を執行している [古澤 2017]。年中行事という点では東スンバ県よりも西スンバ県のほうが、毎年より盛大にマラブに対する儀礼が執り行われているのに、統計上はマラブ信仰者が見えない存在になっているのである。同じ統計書のなかで西スンバ県の総人口は121,921人となっているが、宗教別人口の合計は93,156人であり、この差の28,765人がマラブ信仰者を示すものと推定することができる。同じことが、2023年版の統計書でも認められ、2022年の総人口152,407人に対して、宗教別人口の合計は122,099人である [Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Barat 2023: 103, 269]。このような奇妙な統計の出し方<sup>18)</sup>の背景として考えられるのは、宗教別人口の集計方法に、東スンバ県と西スンバ県では違いが認められることである。東スンバ県の統計では、郡の統計がデータの出所になっているが、西スンバ県では県の宗教局 (Kantor Kementrian Agama) がデータの出所になっている。宗教局はその名前の通りおもに宗教を管轄するので、宗教をもたない人が無視される結果となっている。

統計書に表れている西スンバ県当局の姿勢は、住民民事登録局の対応でも顕著であり、2013年以降、東スンバ県で始まったマラブ信仰者への包摂的サービスの動きが西スンバ県ではほとんど進んでいない。すでに説明した東スンバ県での試みはこの県に止まっていて、スンバ島全体に広まっているわけではない。東スンバ県で先駆的に始まったのは、すでに名前を挙げた住民民事登録局長クリストフェル・プラインの存在が大きい。この人物が2014年3月にテンポ・テレビ (Tempo TV) に出演した際にマラブ信仰者のために活動した背景について語った発言を紹介しよう<sup>19)</sup>。マラブ信仰者が置かれている現状を語った後、彼は「マラブ信仰者は国家建設のはるか前から存在していた。しかし、国家はかれらの存在をずっと無視し続けていた」と主張する。2014年の時点ではまだ中央政府から好意的な反応を得ていなかったため、「私は他人から何と言われても気にしない。私はこれからも信じることのために闘い続ける。すなわち国家は国民に対して差別してはいけない。その逆に、国家はまさに国民に奉仕すべきである」と、このインタビューの最後に語っている。マラブ信仰者のために働いた功績が認められ、2016年11月に人間開発・文化担当調整大臣府 (Kemenko PMK) はクリストフェル・プラインを18人の「インクルージョン (包摂) 大使」 (Duta Inklusi) の一人に選んだ<sup>20)</sup>。「インクルージョン大使」とは、差別と偏見に苦しむ人々に対して人道主義を推進することに顕著な役割を果たした人物に対して贈られる称号であ

18) 西スンバ県の対応は4章で取り上げた東ヌサ・トゥンガラ州の統計書と軌を一にしている。

19) <http://www.satuharapan.com/read-detail/read/kristofel-praing-negara-tidak-boleh-diskriminatif> (最終確認 2023/03/31)

20) <https://www.kemenkopmk.go.id/artikel/kemenko-pmk-berikan-penghargaan-kepada-penggiat-kepedulian-kaum-marjinal> (最終確認 2017/07/21)

る。このような国家的なバックアップを得たことは、彼の個人的努力だけでなく、東スンバ県政府全体がマラプ信仰者の地位の改善に対して取り組むうえで大きな支えになると期待される。

インドネシアでは、ムスリムなどのマジョリティに属しているとまったく見えてこないさまざまな不便さや窮屈さが、マイノリティの側に身を置くと、強く感じられるようになる。身分証明書やそれと関連する種々の証明書はまさにインドネシアで社会生活を送るうえで不可欠なものであるが、マイノリティにとっては手続きに困難を伴うことが多い。スンバ島において、マラプ信仰者は周辺化されたマイノリティとなっている。インドネシアという国家が宗教的マイノリティの存在を無視した住民登録制度を作り上げ、それに対して東スンバ県の役人が NGO と協力して闘いを挑み、最終的にその功労者をインドネシア政府が表彰するという事態が展開された。クリストフェル・プラインは 2020 年 12 月 9 日に実施された東スンバ県知事選挙において対立候補を破って当選し県知事となった<sup>21)</sup>。この選挙結果に関してもちろん闘争民主党 (PDI-P) など支持政党の力が大きい (県議会の 30 議席中、支持する 7 政党が 17 議席を占める)。とはいえ、本稿で取り上げた彼のマラプ信仰者に対する活動がある程度は関係していると考えられる。

## 6 憲法裁判所へ訴えたスンバ人

前章で述べたように、マラプ信仰者であるために社会的支援と公的サービスへのアクセス (akses bantuan sosial dan layanan publik) が制限されるという問題は、たんにスンバという一地方のことではなく、国民としての権利の問題である。宗教をもたない人が、憲法に規定されている国民としての権利を侵害されているという問題を解決するために、東スンバ県のマラプ信仰者 (ハハル郡住民) と、北スマトラ州のパルマリム (Parmalim)<sup>22)</sup>、北スマトラ州のウガモ・バンサ・バタック (Ugamo Bangsa Batak)<sup>23)</sup>、中部ジャワ州のサプト・ダルモ (Sapto Darmo)<sup>24)</sup> の信仰者、計 4 人が請求者 (Pemohon) となり憲法裁判所 (Mahkamah Konstitusi) に訴えた。上述のクリストフェル・プラインも証人の 1 人となった [Mahkamah Konstitusi Republik Indonesia 2016]。「アダットの復興」について取り上げた 2 章と同様に、この権利回復のための訴訟にも国際社会が深く関わっている。この違憲審査請求のための費用は、オーストラリアの DFAT (外務貿易省) の補助金がアメリカ合衆国の NPO であるアジア財団 (The Asia Foundation) を通してインドネシアの NPO で

21) [https://id.wikipedia.org/wiki/Pemilihan\\_umum\\_Bupati\\_Sumba\\_Timur\\_2020](https://id.wikipedia.org/wiki/Pemilihan_umum_Bupati_Sumba_Timur_2020)  
(最終確認 2023/03/24)

22) パルマリム (宗教牧師を意味する) は 19 世紀末の千年王国運動に発するバタック人の信仰である [山本 2007: 158-172]。

23) 直訳すれば「バタック人の宗教」になる。この信仰について詳細は不明。

24) サプト・ダルモはジャワ全土に支部をもつ影響力の強いクバティナン (ジャワ神秘主義) の宗派の 1 つ。クバティナン宗派のなかでは独自性が強く、スハルト体制下ではアガマ (宗教) という呼称を用いていた [福島 2002: 99, 107-108]。

ある SATUNAMA<sup>25)</sup> に渡り、最終的にスンバの YASALTI など4つの民間組織（北スマトラやジャワなども）に届いた。その資金で、ジャカルタの法律援護協会（LBH = Lembaga Bantuan Hukum）である ELSAM の協力を受けて弁護士を雇った<sup>26)</sup>。

2017年11月7日に下された憲法裁判所の判決（Nomor 97/PUU-XIV/2016）の要点を紹介する。筆者はもちろんインドネシア法の専門家ではなく、156ページに達する判決文書全体の内容を十分に理解することはとうてい不可能である。あくまで概括的に取り上げるだけである〔Sudjito and Fitri 2019〕。憲法裁判所は請求者の主張を大筋認めた。たとえば、スンバ人の請求者がマラプ信仰であるため、結婚が国家によって認められず、その結果、子どもの出生証明書を取得するのが困難であったこと、また、本人が電子身分証明書（KTP-EL, ICチップ付身分証明書）の申請を容易に進めるために、自身の信仰以外の宗教を偽って書かざるをえなかったことを認定した。

憲法裁判所は全員一致で1945年憲法に照らして「住民行政に関する法律2006年第23号」<sup>27)</sup>と、その一部を修正した法律（2013年24号）に書かれている「宗教」に関する規定を違憲と判断した。問題となったのは「法律2006年第23号」の64条に書かれている「その宗教が法律の規定に基づき宗教とはまだ認められていない人または信仰者にとって、1項で意図される宗教に関する内容は記入されないが、サービスを受けることができ住民データベースに登録される（Keterangan tentang agama sebagaimana dimaksud pada ayat (1) bagi Penduduk yang agamanya belum diakui sebagai agama sesuai dengan ketentuan Peraturan Perundang-undangan atau bagi penghayat kepercayaan tidak diisi, tetapi tetap dilayani dan dicatat dalam database kependudukan）」という箇所である。なお、2013年の法律でこの部分は電子身分証明書に対応した表現になっている。ややこしい法律表現であるが、要するに宗教をもたない人の身分証明書宗教欄は「-」（この欄にムスリムならば Islam, またカトリック教徒ならば Katolik と記載される）となるが、住民としてのサービスを受けることができるという意味の条文である。「-」という宗教欄が宗教をもたない人に対する差別の根源とされたことになる。憲法裁判所は宗教に帰依する人も宗教に帰依しない信仰者も等しく憲法に明記されている権利を保障されるべきという請求者の主張を認めた。なお、この判決の根拠には信仰に関するインドネシア独自の神学がある。マラプ信仰は多神教ではなく、「唯一神への信仰（kepercayaan terhadap Tuhan Yang Maha Esa）」であるというロジックが判決文に貫かれている。唯一神への信仰である以上、憲法に認められている権利については公認宗教であれ信仰であれ区別すべきではないという考え方で

25) 直訳すれば「1つの名前」。1998年にジョクジャカルタで設立されたNPOで社会のエンパワーメントの分野で活動している。前身はカナダのNPOである。<http://satunama.org/sejarah-satunama/>（最終確認2023/03/27）

26) 2019年8月30日に東スンバ県ワインガブにあるYASALTIの事務所でインタビューした結果に基づいている。

27) 注17参照。

ある<sup>28)</sup>。マラブ信仰者の側でも、多様なマラブ（祖先神）を媒介して究極的には祈りが「唯一神」に届けられるという建て前を強調している。このようなマラブ観は4章で取り上げたカピタの本にも「マラブは人間と唯一神（Alkhalik）の間のメディア（媒介者）である」[Kapita 1976：37]と明確に書かれている。唯一神の名称はいくつかあり、その1つが *Mawūlu Tau - Majii Tau*（人を作り、人を編み出すもの）である [Kapita 1976：9]。これはスンバの神話上、唯一神が人間の創造主であることを指している。また、東スンバ県のリンディ（Rindi）を調査したフォースも上記も含めて唯一神（God）の複数の名称を紹介し、その具体的な姿が曖昧にしか人びとの間で知られていないことに注目している [Forth 1981：83-87]。

上記の憲法裁判所による判決の評価を考えてみよう。川村[2018]によると、一般的にいつて2003年に設置された憲法裁判所は、独立性を保ち、私人も請求できる違憲審査において、大きな役割を果たしたと評価している。今回の判決についてインドネシア法の専門家バットは宗教をもたない人に対する差別の解消につながるかという点に関し、信仰の自由という点では前進だが、いくつか問題点があると指摘している [Butt 2019：68-70]。第一に、インドネシアに存在するすべての信仰（beliefs）が憲法上、承認されるわけではない。判決はあくまで一神教を前提としている。第二に、判決がそのままインドネシア全土で実行されるかは明らかでない。判決後、すぐにインドネシア・ウラマー評議会（MUI）が宗教と信仰を同じ地位とみなす点を批判している。内務省は宗教欄ではなく信仰欄が設けられた身分証明書の発行も認めた。第一の点は、すでに説明したようにマラブ信仰も一神教とするロジックが使われるので、それほど問題はないと考える。第二の点はより深刻な問題である。2019年2月27日付電子版『ジャワ・ポスト（Jawa Pos）』の記事<sup>29)</sup>によると、西ジャワ州チレボン市政府は信仰者に対して信仰欄（Kolom Kepercayaan）に「唯一神への信仰（Kepercayaan Terhadap Tuhan YME）」と記載された身分証明書を発行した。発行されたのはパルマリムを信仰する男性であった。イスラーム団体の力が強いインドネシアにおいて宗教と信仰を同列に置くことに対する反発は根強く、憲法裁判所の判決にも関わらず信仰者を「二級市民」扱いしようとする人は中央政府にも地方政府にも多いのが現状である。

2019年8月にスンバを訪ねた時、憲法裁判所の判決がどのような効力を発揮したのか調べた。東スンバ県のいくつかの村で新しい身分証明書の発行が始まり、2019年になって合計163人が唯一神への信仰と記載された身分証明書を<sup>30)</sup>得た。ただ、信仰に関する記載方法が改善されただけで、公務員への就職などの差別が確実に解消される保証はないと考えられる。

28) 一般の宗教学の立場では、インドネシアの6つの公認宗教のなかでヒンドゥー教と仏教、儒教は一神教ではなく多神教に分類されるが、インドネシアの国家神学においてはすべて一神教とみなされる。

29) <https://www.jawapos.com/nasional/27/02/2019/kepercayaan-mulai-masuk-kolom-e-ktp/>

（最終確認 2023/03/27）

30) 注26参照。

東スンバ県では周辺化したマラブ信仰者に対する支援活動も積極的に進められている。国際的団体の援助を受けて開始した民間組織の活動が、上記のような憲法裁判所の判決を背景として中央政府および地方政府と協力して展開するようになっていく。スンバ統合開発 (SID = Sumba Integrated Development) という NGO<sup>31)</sup> が「伝統的なマラブ文化財の再活性化」(Revitalising traditional Marapu cultural assets) という題目で Voice<sup>32)</sup> というオランダの国際団体に申請し、プロジェクトが始まった (援助額 24,891 ユーロ; 援助期間 2019 年 11 月 1 日 ~ 2020 年 10 月 31 日)<sup>33)</sup>。SID はマルンガ財団 (Marungga Foundation)<sup>34)</sup> という NGO と協力して、スンバの伝統的な音楽文化の記録と継承をおもな目的としてマラブ伝承プロジェクト (Lii Marapu Project)<sup>35)</sup> という名称で活動を進めた<sup>36)</sup>。これに続いて、SID は同じく Voice から援助を受けて「マラブ・ウェイ (The Anda Li Marapu)」というプロジェクトを展開している (援助額 171,003 ユーロ; 援助期間 2021 年 9 月 1 日 ~ 2023 年 8 月 31 日)<sup>37)</sup>。

この2つのプロジェクトの詳細をまとめることは紙幅の関係で難しいが、伝統音楽の分野だけでなく「東スンバ県のマラブ信仰者のための教育と社会的サービスへのアクセス向上」を主要な目的として掲げた特徴的な活動を1つだけ紹介しよう。2022年6月27日から7月2日にかけてワインガプで実施されたプログラムには、Voiceの援助を受けた上記のSIDとマルンガ財団だけでなく、スンバ県知事代理と政府機関である教育文化研究技術省 (Kementerian Pendidikan Kebudayaan Riset dan Teknologi) の唯一神信仰・慣習社会局 (Direktorat KMA = Direktorat Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa dan Masyarakat Adat)、インドネシア信仰崇高会議 (MLKI = Majelis Luhur Kepercayaan Indonesia)<sup>38)</sup> の担当者が参加している。このプログラムの目的は、マラブ信仰の児童生徒 (peserta didik) に対して学校でマラブについて教える「信仰指導員 (penyuluh kepercayaan)」の養成である<sup>39)</sup>。このようなマラブ教育の行政上の根拠は「教育文化大臣令

31) 2010年に設立されたNGO(インドネシア語でLSM)で、とくに子どもと女性のエンパワーメントを目的としている。本部は東スンバ県の県都ワインガプにある。

<https://www.devex.com/organizations/subma-integrated-development-sid-143927>  
(最終確認 2022/03/18)

32) Voiceはオランダ外務省から資金提供を受けている。

<https://voice.global/about-us/who-we-are/> (最終確認 2023/03/29)

33) <https://voice.global/grantees/revitalising-traditional-marapu-cultural-assets/#organisation>  
(最終確認 2023/03/29)

34) 正式名称はYayasan Masyarakat Tangguh Sejahtera(福祉強靱社会協会)である。東スンバ県だけでなく東ヌサ・トゥンガラ州の他の県でも活動している。

35) *lii*は多義的な言葉で、祖先から代々伝えられてきた「神話、伝承、儀礼、祈りの言葉」を意味する。

36) このプロジェクトについては前稿[小池 2022]でも取り上げている。

37) <https://voice.global/grantees/the-anda-li-marapu-the-marapu-way/#project>  
(最終確認 2023/03/29)

38) 「MLKIはインドネシアにおける唯一神信仰者とアダット信仰共同体のための唯一の団体(MLKI merupakan wadah tunggal bagi Penghayat Kepercayaan terhadap Tuhan yang Maha Esa dan Komunitas Kepercayaan Adat di Indonesia)」である。

<https://www.mlki.or.id/visi-misi/> (最終確認 2023/03/29)

39) インドネシアでは公教育において宗教を教える教師(guru agama)が宗教の時間にそれぞれの宗教

2016年27号（Peraturan Menteri Pendidikan dan Kebudayaan Republik Indonesia Nomor 27 Tahun 2016 tentang Layanan Pendidikan Kepercayaan terhadap Tuhan Yang Maha Esa pada Satuan Pendidikan）」である。憲法裁判所の判決の前から、信仰に対する政府の取り組みは変わっていた。この講習で20名の指導員候補者が能力を高め、後に試験に合格すれば実際に学校でマラブ信仰について教えることができるようになる。このような講習プログラムをKMAとMLKIの担当者は高く評価している。とくにKMAのスタッフは、マラブ信仰者の権利が十分に守られるように中央政府と地方政府、民間組織が今後も協力していくことを期待していると述べている。

## 7 おわりに

筆者が最初にフィールドワークを実施した1985～88年の調査地の村（Desa Wunga）において、古老（*bokulu*）と呼ばれた人たちは慣習（*horu*）に従ってマラブ祭祀を執行し、またかれらの考えに基づいて婚姻や死者儀礼が進められてきた。政府による開発（*pembangunan*）の成果は村の生活でそれほど感じられることなく、教育水準も低かった。とはいえ、1つの行政村のなかにプロテスタントに改宗した村民が多い地域（カダハン）と、中核村（*paraingu*）<sup>40</sup>）を中心として毎年マラブ祭祀が執行される地域との二分化は顕著だった<sup>41</sup>）。1986年の大祭（*mangajingu*）の執行を最後に、中核村内の13戸の家屋すべてが参加する大規模な儀礼は行われなくなった〔小池 2005：223-227〕。そして1990年代に入りマラブのために儀礼を実施するのを当たり前とみなす村人は減ってきた。インドネシアでは1994年より中学校の義務教育化が実施され、村内に中学校がないウンガ村では村を離れて、中学校、さらには高校に進学する者も増え、さまざまな儀礼に触れながら子どもたちが村のなかで成長することはもはや過去の話になった。2000年代に入って村落内の道路も整備され、電気が使用できる世帯も増えてきた。教育水準も向上し、調査地出身の大学講師も出ている。1980年代では考えられなかったような社会変化は、その時間的進行や程度に違いはあれ、調査地だけでなくスンバ島の他の地域でも確実に進展している。

スンバ社会全体で大きな社会変化が進展するなかで、キリスト教への改宗者の増加とマラブ信仰の周辺化に抗する形で自己のアイデンティティとしてマラブにこだわる人々が増えてきた。本稿では取り上げることができなかったが、環境保護とマラブ信仰を結びつけて、2012年からスンバの複数のNGOが始めた「スンバの水フェスティバル（Festival Wai Humba）」も、このような近代的な文脈で伝統の見直しと再活性化を目指す運動といえる。

---

を教えていた。たとえばプロテスタントの児童生徒にプロテスタントの教育、またムスリムの児童生徒にイスラームの教育というように宗教教育をしていた。この大臣令がスンバで広く実現されれば、今まで公認宗教だけが教えられていた学校教育の現場で信仰が宗教と同列に置かれることになる。

40) 中核村にはその領域内に住む氏族のマラブの家（4章参照）が建てられ、祭祀の中心となっている〔小池 2005：49-51〕。

41) その後、2つの行政村、カダハン村（Desa Kadahang）とウンガ村に分かれた。

これはコロナ禍前は年一回スンバ島の各地で開催され、2016年10月26～29日には東スンバ県ハハル郡で第5回が開催された<sup>42)</sup>。2022年11月17～20日には第9回のスンバの水フェスティバルが東スンバ県レワ郡で開催され、県知事のクリストフェル・プラインが開会の挨拶をしている<sup>43)</sup>。

このようなスンバ社会にみられる再活性化の運動は、本稿で論じたようにインドネシア国内だけでなく国際社会の動きと密接に繋がっている。国際社会の援助の下でインドネシアの多様な民間団体が協力してスンバの人権問題に焦点を当てるようになった。その一環として、マラブ信仰者つまり宗教をもたない人の人権侵害が問題化した。国際社会からの援助を得た民間団体の主導で、東スンバ県ハハル郡のマラブ信仰者も加わって、身分証明書の宗教欄に関して憲法裁判所に違憲審査を請求した。憲法裁判所の判決の前提には、宗教も信仰も、唯一神の存在を前提にして同列とみなす考え方が認められる。また、この判決の背景には、「教育文化大臣令2016年27号」のように学校教育の分野でも信仰者の子どもたちが置かれている状況を改善しようというインドネシア政府の方針があった。インドネシア独立以降、ながく日陰の存在であった信仰と信仰者の地位に改善の動きが司法・立法・行政でみられるようになった背景に関しては、今後さらなる研究が必要である。

筆者がスンバで最後に現地調査を実施したのは2019年8月のことである。その後、コロナ禍で調査はできなくなってしまった。2020年以降はおもにオンライン調査でスンバ社会の変化をフォローしてきた。この報告書作成に際してもオンラインで得られた資料に頼っている部分が多い。2023年度はスンバ調査を再開し、本稿で概括的で表面的な記述に留まっている部分についてもっと肉付けできるようなデータを集めたいと計画している。

#### 参考文献

- 福島真人, 2002, 『ジャワの宗教と社会——スハルト体制下インドネシアの民族誌的メモワール』 ひつじ書房。
- 古澤拓郎, 2017, 「インドネシア・スンバ島西部の在来暦法——「苦い月」と「ゴカイ月」をめぐる地域間シグナル伝達の分析から」『アジア・アフリカ地域研究』17-1: 1-38。
- 川村晃一, 2018, 「インドネシアにおける民主主義の安定と憲法裁判所」『社会イノベーション研究』13-2: 99-120。
- 小林寧子, 2005, 「第2章 インドネシア」柳橋博之編著, 『現代ムスリム家族法』日本加除出版。
- 小池誠, 2005, 『東インドネシアの家社会——スンバの親族と儀礼』晃洋書房。
- , 2012, 「インドネシア・スンバ島における世帯と家計の人類学的研究」『桃山学院大学総合研究所紀要』38-1: 27-48。
- , 2014, 「インドネシア・スンバ島におけるキリスト教の歴史と現状」『桃山学院大学キリスト教論集』49: 273-286。
- , 2017, 「インドネシア・東スンバ県における宗教と人権——マラブ信仰をめぐる動き」『イン

42) 筆者はこれを調査し、その成果の一部を Koike [2019] で報告した。

43) その模様は YouTube 動画で観ることができる。

<https://www.youtube.com/watch?v=PCHAEfYP2UY> (最終確認 2023/03/31)

- ドネシアニューズレター』95:32-38。
- , 2020, 「東部インドネシア・スンバ社会におけるマラプ信仰と人権をめぐる動き」インドネシア研究懇話会 (KAPAL) 2020年11月29日 (未公開原稿)
- , 2022, 「YouTubeを通して発信するスンバ——インドネシア東部における伝統の再活性化」『桃山学院大学総合研究所紀要』48-1:19-42。
- 高野さやか, 2015, 『ポスト・スハルト期インドネシアの法と社会——裁くことと裁かないことの民族誌』三元社。
- 浦野真理子, 2014, 「森林地域の土地紛争と憲法裁判所判決」『インドネシアニューズレター』85:39-42。
- 山本春樹, 2007, 『バタックの宗教——インドネシアにおけるキリスト教と土着宗教の相克』風響社。
- Badan Pusat Statistik, 2023, *Statistik Indonesia 2023*, Jakarta: Badan Pusat Statistik.
- Badan Pusat Statistik Provinsi Nusa Tenggara Timur, 2023, *Provinsi Nusa Tenggara Timur dalam Angka 2023*, Kupang: Badan Pusat Statistik Provinsi Nusa Tenggara Timur.
- Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Barat, 2016, *Kabupaten Sumba Barat dalam Angka 2016*, Waikabubak: Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Barat.
- Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Barat, 2023, *Kabupaten Sumba Barat dalam Angka 2023*, Waikabubak: Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Barat.
- Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Timur, 2015, *Sumba Timur dalam Angka 2015*, Waingapu: Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Timur.
- Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Timur, 2023, *Sumba Timur dalam Angka 2023*, Waingapu: Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Timur.
- Butt, S., 2019, The Constitutional Court and Minority Rights: Analysing the Recent Homosexual Sex and Indigenous Belief Cases, in Fealy, G. and R. Ricci (eds.), 2019, *Contentious Belonging: The Place of Minorities in Indonesia*, Singapore: ISEAS.
- Forth, G.L., 1981, *Rindi: An Ethnographic Study of a Traditional Domain in Eastern Indonesia*, The Hague: Martinus Nijhoff.
- Hauser-Schäublin, B. (ed.), 2013, *Adat and Indigeneity in Indonesia: Culture and Entitlements between Heteronomy and Self-Ascription*, Göttingen: Universitätsverlag.
- Kantor Statistik Kab. Sumba Timur, 1987, *Sumba Timur dalam Angka 1986*, Waingapu: Kantor Statistik Kab. Sumba Timur.
- Kapita, Oe.H., 1976, *Masyarakat Sumba dan Adat Istiadatnya*, Waingapu: Panitia Penerbit Naskah-naskah Kebudayaan Daerah Sumba Dewan Penata Layanan Gereja Kristen Sumba.
- Koike, M., 2019, Indigenous and Local Knowledge Promoting SDGs in Indonesia: The Case of the Sumbanese Cultural Festival, *Journal of Environmental Science and Sustainable Development*, 2-2. Available at: <https://doi.org/10.7454/jessd.v2i2.1034>
- Mahkamah Konstitusi Republik Indonesia, 2016, *Putusan Nomor 97/PUU-XIV/2016: Demi Keadilan Berdasarkan Ketuhanan Yang Maha Esa* [https://www.mkri.id/public/content/persidangan/putusan/97\\_PUU-XIV\\_2016.pdf](https://www.mkri.id/public/content/persidangan/putusan/97_PUU-XIV_2016.pdf) (最終確認 2023/03/27)
- Reuter, T. and Horstmann, A., 2013, Religious and Cultural Revitalization: A Post-modern Phenomenon? in Reuter, T. and Horstmann, A. (eds.), 2013, *Faith in the Future: Understanding the Revitalization of Religions and Cultural Traditions in Asia*, Leiden: Brill.
- Sudjito, Bambang and Hidayatul Fitri, 2019, Analisis Hukum Putusan MK RI No. 97/PUU-XIV/2016 terhadap Pencantuman Penghayat Kepercayaan pada Identitas Kependudukan Sesuai Undang-undang

No. 23 Tahun 2006, *YURIJAYA: Jurnal Ilmiah Hukum*, 2-1

[https://yurijaya.unmerpas.ac.id/index.php/fakultas\\_hukum/article/view/13](https://yurijaya.unmerpas.ac.id/index.php/fakultas_hukum/article/view/13)

(最終確認 2023/03/31)

Vel, J. and S. Makambombu, 2019, Strategic Framing of Adat in Land-Acquisition Politics in East Sumba, *The Asia Pacific Journal of Anthropology*, 20-5: 435-452.

DOI: 10.1080/14442213.2019.1670239

Weinstock, J.A., 1987, Kaharingan: Life and Death in Southern Borneo, in Kipp, R.S. and S. Rogers (eds.), 1987, *Indonesian Religions in Transition*, Tucson: The University of Arizona Press.

(2023年3月31日受理)

## The Status Quo of Marapu Belief on Sumba, Indonesia: Revitalization of Adat and Actions for Human Rights

KOIKE Makoto

This is the report on the research project titled “Interdisciplinary Study of Mutual Cultural Exchange between Japan and Indonesia (Ⅲ),” which was funded by the Research Institute of St. Andrew’s University. The paper aims to explore how discriminations and difficulties encountered by the Sumbanese who follow their indigenous belief in *marapu* (ancestral spirits) have persisted and why actions and movements against the prejudice have started and developed on the island of Sumba, especially the regency of East Sumba. From the perspective of social anthropology, it investigates the complicated situation in which international, national and local actors mutually entwine to protect the human rights of the *marapu* followers. East Sumba is mostly covered by dry and hilly land, and is one of the most sparsely populated and impoverished regions in Indonesia. Prior to the start of the Christianization under the Dutch colonial rule, all the Sumbanese abided by adat (custom) and performed calendrical ritual sacrifices to communicate with *marapu*. Since the independence of Indonesia, the number of *marapu* adherents has decreased with ongoing modernization. In Indonesia those who did not adhere to *agama* (a state-recognized religion) could not enjoy citizens’ constitutional rights. They faced legal and social discrimination, for example, difficulties in acquiring birth and marriage certificates, obtaining ID cards, and applying for jobs. A local NGO, Guardian of Heart Foundation (YASALTI) and the Population and Civil Registration Agency of the East Sumba government have struggled to improve the legal status of *marapu* followers. They succeeded in helping many *marapu* couples acquire marriage certificates. The backdrop of the activities is the revitalization of adat developing all over the nation. Additionally, a Sumbanese villager, one of my informants, and three Indonesians who follow indigenous beliefs, appealed to the Constitutional Court on the discrimination they suffered. The legal proceedings were supported by international organizations and Indonesian NGOs. The four applicants won the case in 2017. The Court declared that religions and beliefs should be both constitutionally protected. This decision is considered as a major step forward for the improvement of the legal status of *marapu* followers in East Sumba. However, many difficulties they face in their daily lives still need to be overcome.

